

双葉町の皆さんへ

福島原子力発電所事故から
15年が経過しています

原発事故の
損害賠償の請求は
まだ間に合います
気になることがあれば
お早めにご利用ください

記憶が
薄れてしまう前に

関係資料が
散逸してしまう前に



文部科学省 原子力損害賠償紛争解決(ADR)センターが
双葉町と連携して 健康診断会場に出張窓口を開設します
弁護士等の専門家と話をし その場で申立てをすることができます

2026年(令和8年)

9月16日(水)	10月21日(水)	10月30日(金)
ウィル福島 〔福島市鎌田字卸町10番の1〕 ADR受付時間 9:30 ~ 13:00	南東北総合卸センター 〔郡山市喜久田町卸1丁目1-1〕 ADR受付時間 9:30 ~ 12:00	万葉ふれあいセンター 〔南相馬市鹿島区寺内字迎田22〕 ADR受付時間 10:00 ~ 12:00

予約不要
ご利用は無料

双葉町以外の方でもご利用できます。
健康診断を受診されない方でもご利用できます。

国の機関であるADRセンターでは
無料で話し合いによる和解の仲介をします

裏面も
ご確認ください



お問い合わせ先



0120-377-155 (平日10時~17時)

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決(ADR)センター

上記の出張窓口では ご都合がつかない方は
平日夜間・土曜窓口をご利用ください

避難先や ご自宅からも
利用できます

2027年3月までの

偶数月 第1土曜日
13時~17時

奇数月 第1水曜日
16時~20時

10月は
3日(土)

11月は
4日(水)

対面(福島事務所へ来所)
*郡山駅東口徒歩5分



予約優先制



電話



オンライン(Zoom会議)

完全予約制(先着順)



詳細は
こちらから

こちらの予約電話番号は **024-941-0164** (平日10時~16時)

例えばこのような ご事情はありませんか？ ADRで賠償が認められた事例があります

家族が離れ離れになり
二重生活となった



長年 双葉町に居住し
地域との結びつきが強い



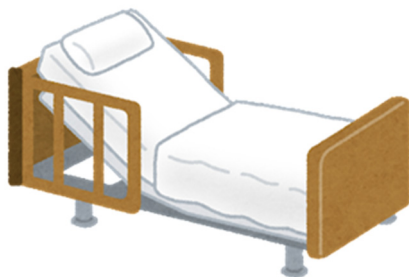
乳幼児の世話をしながら
避難生活を送った



避難により
職を失った



避難により
健康状態が悪化した



持病や障害を
抱えながら避難した



自宅の
除染作業を行った



自家消費していた
野菜や米を作れなくなり
生活費が増加した



避難により農機具が
管理できず使用不能となった



避難時に持ち出せなかった
高額家財(ピアノ・ひな壇・着物等) があった



墓石の修理費用や
移転費用がかかった



「自分も該当するかも」と思った方は
ADRセンターへの和解仲介の申立てをご検討下さい

他にも多数の
事例があります